



災害協定の経費負担の契約等に関する覚書

一般社団法人 仙台建設業協会は、別紙の通り仙台市、宮城県及び、一般社団法人 浜松建設業協会と災害時の応急復旧・相互援助に関する協定を締結している。

そこで、協定に基づく作業終了後、経費の負担に関し仙台市、宮城県及び、一般社団法人 浜松建設業協会と速やかかつ、合理的な契約締結を目指すため、一般社団法人 仙台建設業協会を甲、杜の都建設協同組合を乙として、下記のとおり覚書を締結する。

記

第1条 協定に基づく作業を行った場合、乙が代表して仙台市、宮城県及び、浜松地区建設事業協同組合と契約できるものとする。

第2条 乙の組合員以外の者が作業を行う場合は、その者が乙と下請け契約を結ぶ、もしくは仙台市、宮城県及び、浜松地区建設事業協同組合と直接契約を結ぶものとする。

第3条 別紙の協定の目的と同じくする応急復旧等の依頼が乙にあった場合、これは甲にあったものとみなす。

第4条 本覚書は、覚書締結の日からその効力を有し、解消又は変更予定日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが文書により解消又は変更の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

甲及び乙は、本覚書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年 8月 23日

甲 一般社団法人 仙台建設業協会

会長 深松



乙 杜の都建設協同組合

理事長 深松



別 紙

1. 仙台市関係

①災害時における応急措置の協力に関する協定

(平成3年9月1日締結)

②地震災害時における避難所等の応急危険度判定に関する協定

(平成26年6月6日締結)

③大雪時における道路の除雪・排雪作業等に関する協定
大雪時における道路の除雪・排雪作業等に関する協定

(平成26年12月3日締結)

④災害時における車両等の移動に関する協定

(平成27年12月3日締結)

⑤仙台市における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定

(平成30年4月5日締結)

2. 宮城県関係

①災害時における応急対策業務に関する協定書

(平成21年10月1日締結)

②大規模災害時における仙台土木事務所管内の応急対策業務の応援に関する協定

(平成22年12月2日締結)

③家畜伝染病の発生時等における仙台地方振興事務所管内の緊急対策業務への協力に関する協定

(平成22年12月8日締結)

④大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定

(平成22年9月8日締結)

3. その他

①仙台市及び浜松市における災害時の相互援助に関する協定

(平成30年9月5日締結)

②仙台市及び浜松市における災害時の相互援助に関する協定に

基づく覚書

(令和元年6月27日締結)